

長崎市公告第77号

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を決定したいので、長崎市プロポーザル方式実施要綱（平成21年長崎市告示第156号）第11条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年6月20日

長崎市長 鈴木 史朗



1 業務の概要

- (1) 件 名 筋力トレーニング動画制作業務委託
- (2) 業務内容 筋力トレーニング動画制作業務委託に係る説明書（以下「説明書」という。）による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年10月31日（金）まで
- (4) 履行期間 指定場所
- (5) 予 算 額 1,223,567 円（消費税相当額含む）

2 提案資格

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適合する者を含む。）に該当しない者及び同条第2項に該当しないと認められる者であること。
- (2) 参加表明書の提出期限までに、長崎市物品等競争入札有資格者名簿の「映画・ビデオ・DVD 製作」の業種での登録があり、かつ、地域区分が市内、認定市内又は準市内として登録がある者であること。
- (3) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年長崎市告示第85号）の規定による指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成16年長崎市告示第305号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成24年長崎市告示第829号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法20（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (6) 本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。
- (7) 委員名の公表から審査結果を市長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行っていない者であること。
- (8) 平成31年4月から令和7年3月末までに完了した業務で、本業務と同種業務（国又は地方公共団体へのYouTubeへの投稿を想定した3分程度の筋力トレーニングや体操等の動画を制作する業務）を受注

し、履行した類似の実績が1件以上ある者であること。

3 説明書等の交付期間、場所及び方法

説明書は、本市ホームページからダウンロードして取得すること。ただし、ダウンロードによる取得が困難な場合は、次のとおり、書面により交付するものとする。

なお、書面による交付を希望する場合は事前に長崎市市民健康部健康づくり課まで連絡するものとする。

(1) 説明書の交付期間

公告日から令和7年8月7日（木）まで（長崎市の休日を定める条例（平成5年長崎市条例第35号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで。

(2) 説明書の交付場所

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号（11階）

長崎市市民健康部健康づくり課（電話：095-829-1154）

4 参加表明の手続き

(1) 提出書類

ア 公募型プロポーザル参加表明書（第1号様式）

イ 担当者連絡先（様式ア）

(2) 提出期限

令和7年7月1日（火）午後5時30分必着（提出期限内に3(2)提出の場所に到達していること。）

(3) 提出方法

持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）

5 提案資格の確認及び提案書の提出要請

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第2号様式）により参加資格の有無を通知するとともに、プロポーザル参加要請書（第3号様式）により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

【通知予定日】 令和7年7月4日（金）

6 説明書等に対する質問に関する事項

(1) 受付方法

説明書等に対する質問は、所定の質問書（様式シ）に記載の上、電子メール又はFAXにより下記(3)に送信すること。併せて、その旨を電話により連絡すること。

なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 受付期間

令和7年6月20日（金）午前9時から令和7年7月3日（木）午後5時30分必着

(3) 質問書送付先及び連絡先

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号（11階）

長崎市民健康部健康づくり課（電話：095-829-1154）

E-Mail kenkodukuri@city.nagasaki.lg.jp

(4) 質問に対する回答

令和7年7月7日（月）までに質問回答書（様式ス）により提案資格を満たす者すべてに直接電子メール又はFAXで回答する。

ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものについては適宜回答する。

7 提案書の提出

(1) 提出書類

説明書 6(1)の通り

(2) 提出期限

令和7年8月8日（金）午後5時30分【必着】（提出期限内に3(2)提出の場所に到達していること。）

(3) 提出方法

持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）

※電子メール及びFAXによる提出は受け付けないので留意すること。

8 ヒアリングの実施

(1) ヒアリングの有無

提案書の提出者が3者を超える場合は、特定審査委員会においてあらかじめ定めた選定基準に基づく1次審査を実施し、3者に絞り込んだ上でヒアリング（説明及び質疑応答）を実施するものとする。

ただし、提案書の提出者が3者を超える場合であっても、市長が3者を超える提案者を対象にヒアリングを実施すべきであると判断した場合は、この限りでない。

(2) ヒアリング実施予定日：令和7年8月19日（火）

(3) 出席者5人以内（リモート参加者含む）とする。

(4) その他

ヒアリング用の機材は提案者で用意すること。ただし、ヒアリングに必要なスクリーン及び投影機、HDMIケーブルは本市で用意する。また、説明は事前に提出された提案書に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。

なお、気象状況に応じてテレビ会議方式等でヒアリングを行う場合がある。

9 受託者の決定・非決定に関する事項

(1) 特定審査委員会により提案書及びヒアリングの評価結果を基に、最も優れた者を受託候補者として特定する。特定審査委員会からの報告に基づき、受託者を決定し、決定及び非決定結果は、提案書を提

出したすべての者に対し、令和7年8月25日（月）（予定）に通知する。

ア 評価基準

	評価項目	提案書類	評価の視点・判断基準	配点
組織評価	A 履行実績	業務実績等調査書（様式ウ）	平成31年4月から令和7年3月末までに完了した業務で本業務と同種業務（国又は地方公共団体のYouTubeへの投稿を想定した3分程度の筋力トレーニングや体操等の動画で、長崎市で知名度のあるモデル等（以下、「モデル等」という。）を起用し制作した業務）を請け負い、履行した類似の実績（1件以上）について、業務に対する経験が豊富かどうかを評価する。 10点：同種業務実績が6件以上ある。 8点：同種業務実績が4件以上6件未満である。 6点：同種業務実績が2件以上4件未満である。 4点：同種業務実績が1件ある。	10
	B 実施体制	業務実施体制（様式カ又は任意様式）	業務に応じた担当者の配置や構成が明確であり、迅速・柔軟に対応できるかを総合的に評価する。 10点：担当者の配置や構成が明確であり、迅速・柔軟に対応できる。 8点：担当者の配置や構成が明確で、概ね迅速・柔軟に対応できる。 6点：担当者の配置や構成が概ね明確だが、迅速・柔軟に対応できるかやや不安がある。 4点：担当者の配置や構成に不明な点があり迅速・柔軟に対応できるか不安がある。 0点：担当者の配置や構成が明確でなく、迅速・柔軟に対応できない。	10
実施方針等評価	C 業務理解度	実施方針（任意様式）	目的や本市が目指す筋力トレーニング動画を理解したうえで、課題を解決する提案となっているか。 10点：非常に優れており、課題解決に大きく貢献する。 8点：優れている。 6点：標準的である。 4点：やや劣っている。 0点：劣っている。	10
	D 業務手順		業務実施のスケジュールや業務実施手順を示すフロー、人員配置やその役割の妥当性が高いかを評価する。 10点：非常に優れている。 8点：優れている。 6点：標準的である。 4点：やや劣る。 0点：劣っている。	10
提案内容評価	E 企画の独創性と新規性	提案内容（任意様式）	公開されている既存の筋力トレーニング動画と比較して、幅広い世代（主に40～50歳代）に受け入れられる独自のアイデアや工夫が見られる企画となっているかどうかを評価する。 10点：既存の筋力トレーニング動画と比較して、幅広い世代（主に40～50歳代）に受け入れられる独自のアイデアや工夫が非常に顕著な企画である。 8点：既存の筋力トレーニング動画と比較して、幅広い世代（主に40～50歳代）に受け入れられる独自のアイデアや工夫が見られる企画である。 6点：既存の筋力トレーニング動画と比較して独自のアイデアや工夫が見られるが、対象者が限定的となる企画である。 4点：既存の筋力トレーニング動画と比較して独自のアイデアや工夫があまり見られず、幅広い世代（主に40～50歳代）が興味を持つか疑問が残る。 0点：興味関心等を全く持てない企画である。	10
	F 地域特性		本市の特性や地域資源（坂道、階段など）を活かした内容となっているかどうかを評価する。 10点：長崎市らしさを最大限に活かした内容となっている。 8点：長崎市らしさを十分に活かした内容となっている。 6点：長崎市らしさを部分的にみられるものの、その活かし方は限定的である。 4点：長崎市らしさがほとんど感じられない。 0点：長崎市らしさが全く感じられない。	15
	G 運動継続の工夫と構成の分かりやすさ		筋力トレーニングを継続するための工夫が見られ、動作のポイントや注意点が効果的に伝わる構成となっているかどうかを評価する。 10点：筋力トレーニングを継続するための工夫が見られ、動作のポイントや注意点が非常に効果的に伝わる構成になっている。 8点：筋力トレーニングを継続するための工夫が見られ、動作のポイントや注意点が効果的に伝わる構成になっている。 6点：筋力トレーニングを継続するための工夫や動画の構成の両方が不十分である。 4点：筋力トレーニングを継続するための工夫や動画の構成の両方が不十分である。 0点：筋力トレーニングを継続するための工夫や動画の効果的な構成が全く期待できない。	10
	H モデル等の選定		起用するモデル等の選定理由から、筋力トレーニング動画の制作に適しているかどうかを評価する。 10点：起用するモデル等の選定理由が非常に明確で、筋力トレーニング動画のイメージに最も適している。また、ターゲット層への訴求力も極めて高い。 8点：起用するモデル等の選定理由が明確で、筋力トレーニング動画のイメージに非常に適している。 6点：起用するモデル等の選定理由は明確で、概ね筋力トレーニング動画のイメージに適している。 4点：起用するモデル等の選定理由に不明な点があり、筋力トレーニング動画のイメージに適しているとは言えない部分がある。 0点：起用するモデル等が筋力トレーニング動画のイメージに全く適していない。	10

自由提案評価	I自由提案		提案内容評価以外で、本市が目指す筋力トレーニング動画の制作及び活用に向けた手法等について評価する。 10点：非常に優れており、課題解決に大きく貢献する。 8点：優れている。 6点：標準的である。 4点：劣っている。 0点：提案なし。	10
参考見積	J業務コストの妥当性	参考見積書（様式オ）	業務内容と大きく乖離がないか等、業務コストの妥当性について評価する。 【計算式】配点（20点）×各提案者の提案額（税込）のうち最低額÷各提案者の提案額	5
合計				100

※合計点が最も高い者が複数いる場合は、最も高く評価した委員の数が多かった提案者を受託候補者とする。さらに、その委員の数と同数の場合は、参考見積の金額が最も低い者を受託候補者とする。さらに、前述の金額が同額であった場合は、くじにより受託候補者を特定する。
※出席委員全員の評価の合計点が満点の2分の1未満の場合は当該企画を失格とする。
※業務規模と参考見積額が大きく乖離していると判断した際は、長崎市から当該事業者へ聞き取りを行い、業務コストの妥当性が認められない場合は失格とする。

イ 特定審査委員会の委員名は、次のとおりとする。

区分	所属	職名	氏名
委員長	市民健康部	部長	島村 昭太
委員	健康づくり課	課長	榎田 嘉樹
委員	広報広聴課	課長	末次 哲朗
委員	東総合事務所地域福祉課	次長	濱口 一成
委員	スポーツ振興課	係長	安田 和伸
委員	高齢者すこやか支援課	係長	中本 淳子
委員	中央総合事務所地域福祉課	係長	荒木 みずほ
委員	生涯学習企画課	係長	早川 昌宏
委員	南総合事務所地域福祉課	保健師	川西 風音
委員	北総合事務所地域福祉課	保健師	山口 由乃

(2) 決定された受託者と、長崎市契約規則に基づき業務委託契約を締結する。

なお、契約内容（仕様書等）については、提案内容を基に決定する。また、提案時に参考見積りを徴収している場合にあっても、契約締結にあたっては、あらためて本見積書を徴収する。

10 契約書作成の要否 要

11 その他

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
- (3) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使えない。ただし、長崎市情報公開条例（平成13 年長崎市条例第28 号）に基づき、開示することがある。

- (6) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。
- (7) 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。
 - ア 提案資格を満たさないこととなった場合
 - イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合
- (8) 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。
- (9) 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

12 担当課

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号（11階）

長崎市市民健康部健康づくり課（電話：095-829-1154）

E-Mail kenkodukuri@city.nagasaki.lg.jp